

板橋区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱

(昭和50年10月13日区長決定)

(目的)

第1条 重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(派遣対象者)

第2条 介護の対象者は、区内に居住する20歳以上の重度の脳性麻痺者で、その障がい程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動をすることが困難なもの(以下「対象者」という。)とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)における障害福祉サービス(短期入所を除く。)の利用決定、地域生活支援事業の個別支援型移動支援若しくは地域活動支援センター事業の利用決定又は介護保険法における訪問介護若しくは通所介護のサービスを受けている場合には、適用しないものとする。

(介護人)

第3条 介護人は、対象者の推薦によるものとし、その範囲を対象者の家族に限定する。なお、家族とは、親、子、兄弟姉妹及び配偶者をいう。

(身分)

第4条 介護人は、区職員としての身分を有しないものとする。

(対象者の決定)

第5条 介護を受けようとする対象者は、介護対象資格認定登録申請書(別紙様式1)に、介護人推薦書(別紙様式2)及び介護人の介護同意書(別紙様式3)を添付して、区長に対し、あらかじめ申請を行うものとする。

2 区長は、申請のあった対象者に対して、その資格を審査のうえ、介護対象資格認定登録通知書(別紙様式4)又は介護資格非該当通知書(別紙様式5)を交付するものとする。

(介護人の決定及び介護依頼)

第6条 区長は、対象者から推薦された介護人に対し、介護人登録通知書兼介護依頼書(別紙様式6)を交付し、介護を依頼するものとする。

(登録者名簿)

第7条 区長は、第5条第2項の規定により資格認定登録通知をした対象者(以下「登録者」という。)及び前条の規定により介護人登録通知をした介護人をそれぞれ介護対象資格認定登録及び介護人登録名簿(別紙様式7)に記載し、常にその状況を把握しておくものとする。

(登録の取消し)

第8条 登録者又は介護人が、転居等の理由によりその登録を取り消すときは、介護資格認定取消届(別紙様式8)又は介護人登録同意取消届(別紙様式9)により、それぞれ区長に届け出るものとする。

2 区長は、前項の届出により、それぞれの登録を取り消すものとする。

(介護の回数)

第9条 区長は、登録者の状況を勘案して1月当たり12回までの回数で介護の回数を決

定するものとする。なお、1回は1日を単位とする。

(介護の内容)

第10条 介護人の行う介護は、登録者の屋外への手引き、同行その他必要な用務とする。

(介護券の発行等)

第11条 区長は、登録者に対し、1月分の介護券（別紙様式10）を月毎に発行し交付するものとする。なお、介護券の発行に際しては、介護券発行簿（別紙様式11）を備えておくものとする。

2 介護券の交付を受けた登録者が介護人から介護を受けた場合は、当該月の介護が終了した後速やかに介護券を当該介護人に給付するものとする。

(介護人に対する手当)

第12条 介護人は、登録者への介護に対する手当を請求しようとするときは、当該介護を実施した月の翌月の10日までに、登録者から給付された介護券を請求書（別紙様式12）に添えて区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により介護人から請求があった場合は、当該請求があった日から20日以内に当該手当を支払うものとする。

3 前項の手当の額は、東京都在宅障害者福祉事業費等補助金交付要綱（昭和58年7月25日付58福障福第421号）第4別表の第2欄に定める基準額、1日当たり6,560円を月12日を限度として支払うものとする。

(秘密の保持)

第13条 介護人は、その介護を行うにあたって、登録者の人権を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係機関との連絡)

第14条 区長は、この事業を実施するにあたって、障がいサービス課、民生委員、身体障がい者相談員等の関係機関等との連絡を密にするものとする。

付 則

この要綱は、昭和50年10月13日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和54年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和56年6月15日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和57年4月1日から施行する

付 則

この一部改正は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成7年5月1日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成9年11月21日から施行し、平成9年10月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成16年7月1日から適用する。ただし、第2条のただし書きの規定にかかわらず、平成15年3月31日現在において、本事業を利用していたもので、支援費制度に移行するサービス（ホームヘルプサービス・短期入所・生活寮及び施設入所を除く）を利用していたものが、平成15年4月1日以降も引き続きそのサービスを利用する場合は、区長がやむを得ないと認めるものに限り本事業を適用する。

付 則

この一部改正は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条のただし書きの規定にかかわらず、平成16年7月1日適用の要綱改正の付則により本事業を利用しているものについては、区長がやむを得ないと認めるものに限り本事業を適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式 1

介 護 対 象 資 格 認 定 登 録 申 請 書

年 月 日

(宛て先) 板橋区長

氏 名

住 所

重度脳性麻痺者介護事業運営要綱に基づき、介護対象資格を認定されるよう申請
します。

ふりがな		男・女	家 庭 の 状 況	氏 名	年齢	続柄	性別	就学・就労状況等	
氏 名									
生年月日									
障 が い の 状 況	手帳番号								
	等級								
	交付								
	障がい名								
※ 受付年月日		※ 調査・意見 (年 月 日)							
※ 担当者印									

(注) ※印欄は、記入しないでください。

介 護 人 推 薦 書

年 月 日

(宛て先) 板橋区長

氏 名

住 所

重度脳性麻痺者介護事業運営要綱に基づく介護人として、下記の者を推薦します。

記

- 1 介護人氏名
- 2 介護人住所

介 護 同 意 書

年 月 日

(宛て先) 板橋区長

氏 名

住 所

連絡先

重度脳性麻痺者介護事業運営要綱に基づく介護人として、介護対象資格認定登録された下記の者の介護を行うことに同意します。

記

1 登録者氏名

2 登録者住所

3 期 間

年 月 日から

年 月 日まで

介護対象資格認定登録通知書

様

板橋区長

重度脳性麻痺者介護事業運営要綱に基づき、介護対象資格を認定し登録したので
通知します。

なお、期間及び回数は下記のとおりとします。

記

- | | | |
|---|-----|-----------------------|
| 1 | 期 間 | 年 月 日から |
| | | 年 月 日まで |
| 2 | 回 数 | 1月 回以内とし、1回は1日を単位とする。 |

別紙様式 5

板 第 号
年 月 日

介 護 対 象 資 格 非 該 当 通 知 書

様

板橋区長

重度脳性麻痺者介護事業運営要綱に基づく介護対象資格に該当しないので
通知します。

記

非該当の理由

介 護 人 登 録 通 知 書 兼 介 護 依 頼 書

様

板橋区長

重度脳性麻痺者介護事業運営要綱に基づき、あなたを介護人として登録しました。
なお、介護の実施に当たっては、下記によりお願いします。

記

- 1 登録者氏名
- 2 介護を実施する期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 3 介護の実施 登録者の依頼により、実施してください。
- 4 手当の支給 介護券は当該月の翌月10日までに福祉事務所に提出し、手当を請求してください。

別紙様式 8

介護対象資格資格認定登録取消届

(宛て先) 板橋区長

氏 名

住 所

重度脳性麻痺者介護事業運営要綱に基づく介護対象資格認定登録を、下記の理由により取り消して下さるようお願いします。

記

取消理由

介 護 人 登 録 同 意 取 消 届

年 月 日

(宛て先) 板橋区長

氏 名

住 所

重度脳性麻痺者介護事業運営要綱に基づき、介護人として登録され、下記の者の
介護を行うことの同意を取り消したいのでお届けします。

記

- 1 登録者氏名
- 2 取消理由

介護券

発行	第	号
障がいサービス課		

介護実施期間		年	月分
介護 月 日	日 ()、	日 ()、	日 ()、
	日 ()、	日 ()、	日 ()、
	日 ()、	日 ()、	日 ()、
	日 ()、	日 ()、	日 ()、
			(計 回)
登録者氏名			

上記の者に対して介護を実施したので報告します。

年 月 日

介 護 人	

- 1 介護を実施した日にちと曜日を記入してください。
- 2 本券に必要事項を記入のうえ、当該月の翌月10日までに障がいサービス課へご提出ください。
- 3 本券は、切り離さないでください。

介護券 (控)

発行	第	号
障がいサービス課		

介護実施期間		年	月分
介 護 月 日	日 ()、	日 ()、	日 ()、
	日 ()、	日 ()、	日 ()、
	日 ()、	日 ()、	日 ()、
	日 ()、	日 ()、	日 ()、
			(計 回)
介護人氏名			

上記のとおり介護を受けたので報告します。

年 月 日

登 録 者	

- 1 介護を受けた日にちと曜日を記入してください。
- 2 本券に必要事項を記入のうえ、当該月の翌月10日までに障がいサービス課へご提出ください。
- 3 本券は、切り離さないでください。

請 求 書

(宛て先)板橋区長

請求金額						
------	--	--	--	--	--	--

(年 月分)

(内訳) 1日 円× 回＝

登録者氏名 _____

ただし、板橋区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱に基づき、登録介護人手当(家族介護)として、上記の金額を請求します。

年 月 日

介護人住所 _____

介護人氏名 _____

